畜産農家の皆様へ

平成30年8月

輸入飼料※1に由来する除草剤成分（クロピラリド）が堆肥に残留し広葉作物に生育障害が出ることがあります。

※1　平成28年度の全国調査において、輸入粗飼料だけでなく、輸入穀類やその加工穀類（小麦ふすま、大麦ぬかなど）にもクロピラリドが含まれているものがあることが分かりました。

人や家畜の健康に影響を及ぼす心配はありません。
稲、麦、とうもろこし、イネ科牧草などには影響しません。

○ クロピラリドとは何ですか？

広葉雑草を枯らす除草剤成分です。（日本での使用は認められていません）
米国、豪州、カナダなどで生産された チモシー、イタリアン等のイネ科牧草、穀類、加工穀類（小麦ふすま等）に残留している場合があります。

○ どんな作物に被害がありますか？

主にナス科、マメ科、キク科、セリ科が敏感で影響がでやすい作物です。
葉の異常、果実や芽の変形などの生育障害が生じます。

特に弱い作物：トマト、ミニトマト、大豆、えだまめ、さやえんどう、そらまめ、スイートピー、クリムゾンクローバー、キク、ヒマワリ、コスモス、アスター

弱い作物：ナス、ピーマン、ししとう、さやいんげん、しゅんぎく、ふき、ひゃくにちそう、エンダイブ、トレビス、にんじん

○ 園芸作物の生育障害の発生状況は？

国内では、H17年以降に複数の都道府県から報告されており、疑わしい事例も含め、H30. 7. 20 現在で全国で65事例の報告があります。

報告された事例のうち、**9割以上が「育苗中のポット栽培」および「施設栽培（ハウス）」で発生していました。**

○ 輸入飼料の残留検査は行われていますか？

飼料安全法の規制対象農薬でないため、検査されていません。

今後も、国で実態調査が継続されます。

（裏面もご覧ください）

◆お問い合わせ先　島根県農林水産部畜産課　TEL 0852-22-5137　担当：坂本、加地

畜産農家の皆様へ

（裏面）

○堆肥を販売(供給)している栽培農家から問い合わせがあったら、どうすればいいですか？

① 生育障害がない場合

その堆肥を他の農家も含めて栽培農家が既に使用していて、疑われる生育障害が出ていない場合は、利用を継続しても心配ないことを伝えてください。

② 疑われる生育障害の発生の有無がわからない場合

輸入飼料を変更後に製造した堆肥で、栽培農家での使用実績がまだ無く、生育障害が発生するかわからない場合で、感受性が高い作物に利用するときは、まず試験的に施用して、影響がないことを確認してから本格施用するよう伝えてください。

③ 疑われる生育障害が出ている場合

残っている堆肥があれば、**施肥を中止する**よう栽培農家に伝え、**県庁畜産課に連絡**ください。その際、給与飼料の種類、購入元、輸入元を教えてください。畜産課から飼料業者に確認するとともに、農産園芸課と連携して栽培農家の状況を確認します。確認が終わるまでは、生育障害が生じる可能性がある作物を栽培している農家への新規の堆肥販売（供給）をできる限り控えてください。

○堆肥や飼料の残留検査はできますか？

実際に作物を育てて行う「生物検定」が推奨されています。
民間検査機関に依頼し、分析による検査もできます。（有料）
検査依頼先が分からない場合は、県庁畜産課にお問い合わせください。

品目：トマト
症状：葉の異常

品目：ミニトマト
症状：果実が細長く変形

品目：さやえんどう
症状：葉がカップ状になる

◆お問い合わせ先　島根県農林水産部畜産課　TEL 0852-22-5137　担当：坂本、加地